

**福祉・介護事業所等における
業務継続計画（BCP）**

～自然災害編～

特定非営利活動法人てのひら

令和6年3月

福祉・介護事業所等における 業務継続計画（BCP）

～自然災害編～

施設・事業所名	陸
事業種別	就労継続支援B型事業所
法人名	特定非営利活動法人てのひら
代表者	大石 政和
管理者	大石 政和
所在地	愛知県豊橋市岩屋町字岩屋西7番地4
電話番号	0532-62-2523
FAX番号	0532-74-2523
作成年月日	令和6（2024）年3月28日

目次

1. 平時対応	2
1-1. 基本方針	2
1-2. 推進体制	3
1-3. 職員への周知	3
1-4. 訓練訓練（避）	3
1-5. 評価と改善（PDCAサイクル構築）	3
1-6. リスクの把握	4
(1) ハザードマップなどの確認（避）	4
(2) 被害想定	4
1-7. 優先業務の選定	5
(1) 優先する事業	5
(2) 優先する業務	5
1-8. 建物・設備の安全対策	6
(1) 人が常駐する場所の防災措置	6
(2) 設備の防災措置	6
1-9. 電気が止まった場合の対策※	6
1-10. ガスが止まった場合の対策	7
(1) 飲料水	7
(2) 生活用水	7
1-12. 通信が麻痺した場合の対策	7
1-13. システムが停止した場合の対策	8
1-14. 衛生面（トイレ）の対策	8
(1) トイレ対策	8
(2) 汚物対策	8
1-15. 必要品の備蓄（避）	9
1-16. 資金手当て	10

2. 緊急時対応	12
2-1. BCP発動基準.....	12
2-2. 行動基準.....	13
2-3. 対応体制.....	14
2-4. 対応拠点.....	14
2-5. 安否確認.....	15
(1) 利用者の安否確認.....	15
(2) 職員の安否確認.....	15
2-6. 職員の参集基準.....	16
2-7. 施設内外での避難場所・避難方法.....	17
2-8. 重要業務の継続.....	18
2-9. 職員の管理.....	18
(1) 休憩・宿泊場所.....	18
(2) 勤務シフト.....	18
2-10. 復旧対応.....	19
3. 他施設等との連携	21
3-1. 連携体制の構築.....	21
(1) 連携先との協議.....	21
(2) 連携協定書の締結.....	21
3-2. 連携対応.....	23
(1) 事前準備.....	23
(2) 利用者情報の整理.....	23
4. 通所サービス事業所の場合	24
4-1. 平常時対応.....	24
(1) サービスの休止・縮小基準の検討.....	24
(2) 地域の関係機関との連携.....	24
4-2. 緊急時対応.....	25
(1) 家族への連絡・引き渡し.....	25
(2) 代替サービスの検討.....	25

～ 平時対応 ～

チェック表	項目	最終改定日	改定内容
<input type="checkbox"/>	基本方針	年 月	
<input type="checkbox"/>	推進体制	年 月	
<input type="checkbox"/>	職員への周知	年 月	
<input type="checkbox"/>	訓練	年 月	
<input type="checkbox"/>	評価と改善	年 月	
<input type="checkbox"/>	リスクの把握	年 月	
<input type="checkbox"/>	優先業務の選定	年 月	
<input type="checkbox"/>	建物・設備の安全対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	電気が止まった場合の対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	ガスが止まった場合の対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	水道が止まった場合の対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	通信が麻痺した場合の対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	システムが停止した場合の対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	衛生面の対策	年 月	
<input type="checkbox"/>	必要品の備蓄	年 月	
<input type="checkbox"/>	資金手当て	年 月	

1. 平時対応

1-1. 基本方針



【目的】

本規定は、BCP を実行するにあたっての基本的な行動基準・実施事項等を定めた規定である。この規定に基づき危機発生前に適切な準備を行い、また危機発生時に円滑・的確な対応を行うことにより、当法人として利用者及び職員の生命を守り、健康を維持するためのサービスを継続することを目的とする。

【基本原則】

①利用者にとって

当法人は、障害福祉事業を運営し、就労継続支援 B 型事業の福祉サービスを提供している。災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時にあっても生命に関わる最低限のサービスについては継続していく必要がある。

②職員にとって

災害発生時にも事業を継続することにより当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても、本 BCP の中であわせて検討することにより職員の安全・安心や法人への帰属意識向上に繋がる。

③地域にとって

当法人の活動は日頃より地域と連携し、協働し活動を行っている。本 BCP の中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感の向上に繋がる。



1-2. 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
責任者	理事長	大石 政和	
災害対策本部長	施設長	大石 政和	
災害対策本部長代理	主任生活支援員	小田 智子	
外部連絡調整	目標工賃達成指導員 職業指導員	瀧川 七美 坂井田 裕	
施設設備インフラ担当	事務員	豊田 郁子	
利用者・家族対応	生活支援員 職業指導員 (主任生活支援員) (目標工賃達成指導員)	河西 多見 夏目 優磨 (小田 智子) (瀧川 七美)	



1-3. 職員への周知

- ・訓練時、資料として職員全員に配布する
- ・改定の都度、職員全員に回覧する
- ・定期的な研修の実施や BCP 見直し等会議にて検討する



1-4. 避難訓練

- ・原則毎年 9 月・3 月に災害を定した訓練を実施する
- ・訓練内容及び参加者は都度検討し、事前に参加者に通知する
- ・訓練の実施状況は記録を取り、保管する



1-5. 評価と改善 (PDCAサイクル構築)

- ・毎年 3 月に、これまで策定した BCP の内容や災害対策の取組を総括し、現状を評価・検討するとともに洗い出された課題については、翌年度の取組に反映させる。



1-6. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認 (避)

●豊橋市ハザードマップ

【南海トラフ地震被害予測】



《過去地震最大モデル》 震度 6 弱



《理論上最大想定モデル》 震度 7

<入手方法>

ちずみる豊橋 (<https://www2.wagmap.jp/toyohashi/Portal>)

(2) 被害想定

自治体公表の被害想定

【自治体公表の被害想定を基に 法人事業所所在地における被害想定】

<飯村校区>

(過去地震最大モデル 冬夕発災)

建物棟数：3,970 揺れ：38 火災：18 全壊・焼失率：1%

人口（夕方 18 時想定）：9,854 人 死者原因・人数：建物倒壊・1 名 火災・1 名

(理論上最大想定モデル 冬夕発災)

建物棟数：2,649 揺れ：684 火災：177 全壊・焼失率：22%

人口（深夜 5 時想定）：12,618 人 死者原因・人数：建物倒壊・3 名 火災・6 名

・豊橋市地震被害予測調査より抜粋

自施設で想定される影響										
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	・・・	10日目	・・・
電力	商用電力供給停止		復旧	→	→	→	→	→		
飲料水	停止	→	→	→	→	→	→	→	→	
生活用水	停止	→	→	→	→	→	→	→	→	
ガス	使用なし									
携帯電話	利用制限		復旧	→	→	→	→	→		
メール	利用制限		復旧	→	→	→	→	→		

(参考) MS&AD インターリスク総研



1-7. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

優先する事業	
1.	無
2.	
3.	

当座停止する事業	
1.	就労継続支援 B 型事業
2.	障害者の社会活動を促進する事業（歩行訓練事業）
3.	

(2) 優先する業務

上記優先する事業のうち優先する業務

労務管理など



1-8. 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の防災措置

場所	対応策	備考
本棚等	突っ張り棒により建物と一体化	
パソコン	耐震マット使用	
プリンター	耐震マット使用	
複合機	エコSTOPパー使用	

(2) 設備の防災措置

場所	対応策	備考
空調設備	定期点検のみ	
消火設備	定期点検のみ	
建物周囲	倒壊の可能性のある樹木・壁などは無し	
排水溝	定期的に清掃を行う	



1-9. 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明器具	常時 懐中電灯設備 災害用備蓄品として 各乾電池常備
情報収集設備	携帯ラジオの常備

1-10. ガスが止まった場合の対策



稼働させるべき設備	代替策
※当事業所はオール電化 ガス使用なし	

1-11. 水道が止まった場合の対策



(1) 飲料水

- 備蓄品として常時ペットボトル飲料水を確保
2L×50本 (25名 2日分)
- 給水車による水の配給実施を想定し、ポリタンク (5L) 3本 常備

(2) 生活用水

- 雨水を溜めるポリバケツを屋外に常設

1-12. 通信が麻痺した場合の対策



- 情報収集 携帯ラジオを常備しておく (非常用備蓄品として乾電池)

<当施設で使用可能な通信手段>

固定電話 : 0532-62-2523

FAX 番号 : 0532-74-2523

携帯電話① : 080-5151-3413

携帯電話② : 090-8219-5509

災害伝言ダイヤル : 171



1-13. システムが停止した場合の対策

- パソコンデータは定期的にバックアップをとる（バックアップ機器については浸水の恐れが少ないところに保管）
- パソコンデータは一部クラウドを活用することにより、ハード破損時においても復旧できるようにしておく
- 緊急時対応のデータに関しては、紙媒体に印刷し浸水の恐れのないところにて保管しておく（2F 事務所保管）



1-14. 衛生面（トイレ）の対策

（1）トイレ対策

利用者
<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水を常時溜めておけるポリタンクを設備し、緊急時使用 ● 女性利用者のために生理用品など備蓄しておく
職員
<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水を常時溜めておけるポリタンクを設備し、緊急時使用 ● 女性職員のために生理用品など備蓄しておく

（2）汚物対策

- ビニール手袋、ビニール袋を常備し、排せつ物などはビニール袋に入れ密封し、利用者の出入りのない駐車場スペース等にポリバケツを設置し保管する



1-15. 必要品の備蓄（避）

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	担当者
飲料水（500 ml）	50 本			豊田
インスタント食品	50 個			豊田

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
紙コップ	100 個			
割りばし	100 本			
ゴミ袋（45 l）	50 袋			
消毒用アルコール				
次亜塩素酸ナトリウム液				
生理用品	30 個			
ティッシュペーパー	10 箱			
タオル	20 本			
消毒液				
包帯				
絆創膏				
マスク（不織布）				
体温計				
液体石鹼				
手指消毒用アルコール				

【備品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
懐中電灯				
乾電池				
ライター				
携帯ラジオ				



1-16. 資金手当て

万が一の場合に備えて、手元資金（現金）を準備しておく（2F 事務所保管）

平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。

現在加入保険：三井住友海上火災保険会社（事業活動総合保険）

補償内容と保険金額							休業損害に関する補償	
保険の対象	建 物	建物内家財	建物内明記物件	建物内設備・什器等	建物内商品・製品等	—	休業損害保険金	—
保 険 金 額	—	—	—	5,000千円	—	—	—	—
損害の額の算出基準	—	—	—	新価	—	—	—	—
保険金のお支払方法	—	—	—	—	—	—	—	—
補償の内容 （物損害補償 条項）	①火災、落雷、破裂・爆発	—	—	○	免責金額0万円	—	—	—
	②風災、雹災、雪災	—	—	○	免責金額1万円	—	—	—
	③水ぬれ	—	—	○	免責金額0万円	—	—	—
	④騒音、労働争議等	—	—	○	免責金額0万円	—	—	—
	⑤航空機の墜落、車両の衝突等	—	—	○	免責金額0万円	—	—	—
	⑥建物の外部からの物体の衝突等	—	—	○	免責金額0万円	—	—	—
	⑦盗難	—	—	○	免責金額0万円 【特約あり】 盗難高減額（15%増額） 盗難保証書（保険金額）	—	—	—
	⑧水災	—	—	○	免責金額0万円 浸水条件無・縮小支払割合50%	—	—	—
	⑨電気的・機械的事故	—	—	—	×	補償されません	—	—
	⑩①から⑨以外の不測かつ突発的な事故	—	—	—	×	補償されません	—	—
■地震・噴火・津波等	補償されません。 ※地震・噴火・津波を原因とする火災・爆発・煙災・流失による損害については、保険金をお支払いできません。						—	—

～ 緊急時対応 ～

チェック表	項目	最終改定日	改定内容
<input type="checkbox"/>	BCP 発動基準	年 月	
<input type="checkbox"/>	行動基準	年 月	
<input type="checkbox"/>	対応体制	年 月	
<input type="checkbox"/>	対応拠点	年 月	
<input type="checkbox"/>	安否確認	年 月	
<input type="checkbox"/>	職員の参集基準	年 月	
<input type="checkbox"/>	施設内外での 避難場所・避難方法	年 月	
<input type="checkbox"/>	重要業務の継続	年 月	
<input type="checkbox"/>	職員の管理	年 月	
<input type="checkbox"/>	復旧対応	年 月	

2. 緊急時対応

2-1. BCP発動基準



【地震による発動基準】

対策本部の設置は、以下の条件の場合とする

- ・豊橋市周辺において、震度 5 以上の地震が発生した時
- ・震度が基準に満たない場合でも被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した時

【水害による発動基準】

対策本部の設置は、以下の気象情報が発令された場合とする

- ・記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・台風により警戒レベル 3 に相当する「大雨警報」、「洪水警報」、「氾濫警戒情報」、「高潮注意報」が発表されたとき

また、施設長が不在の場合の代替者も決めておく。

施設長	代替者①	代替者②
大石 政和	(主任生活支援員) 小田 智子	(目標工賃達成指導員) 瀧川 七美

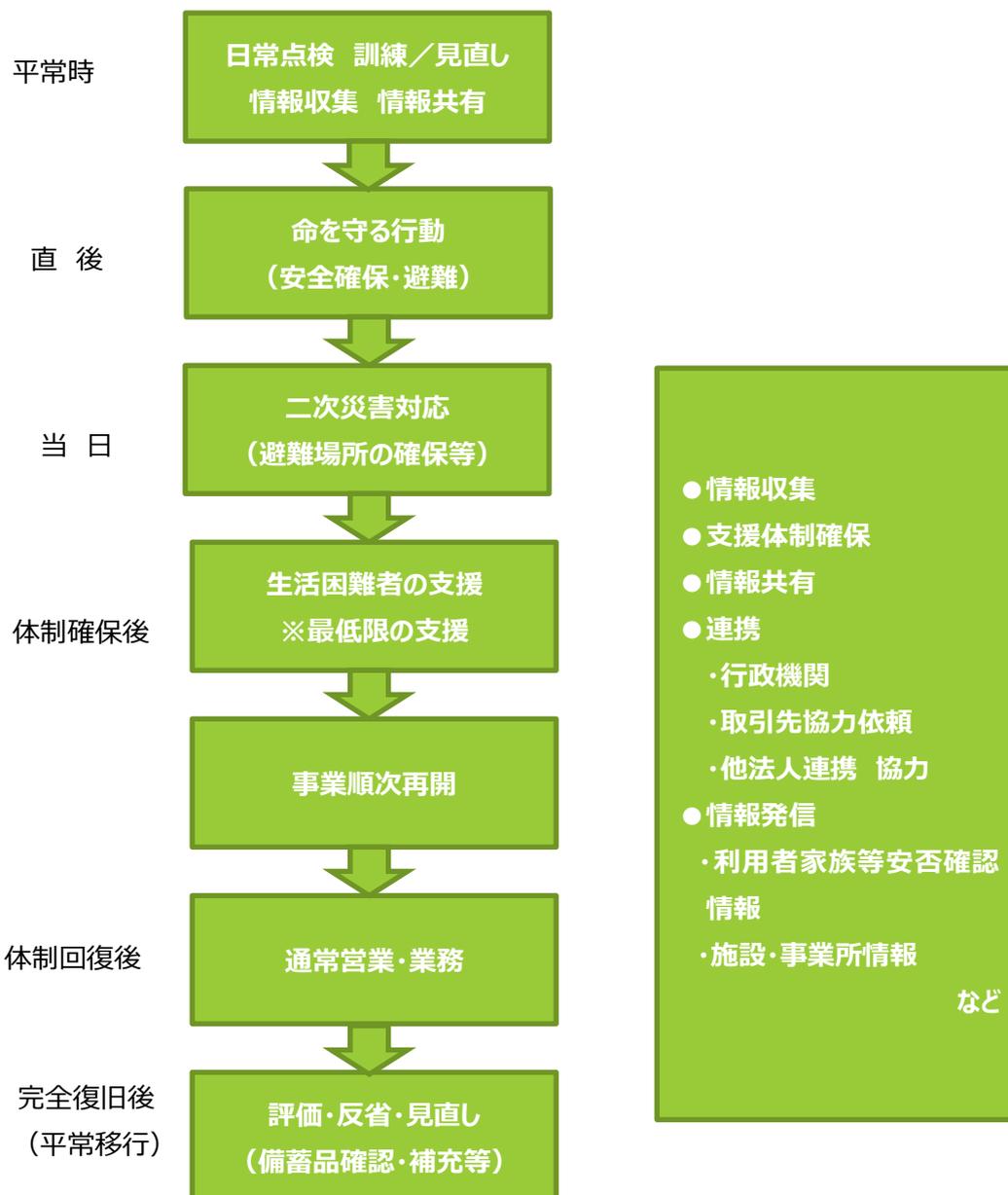


2-2. 行動基準

【行動指針】

災害発生時の行動指針は次の通りとする

- ①自身及び利用者・職員の安全の確保
- ②二次災害への対策（火災・建物倒壊など）
- ③外部機関との連携
- ④情報発信



2-3. 対応体制



【統括管理者】 施設長 大石政和 （代理）主任生活支援員 小田智子

- 情報班・・・行政等と連絡を取り、正確な情報の入手に努めると共に適切な指示を仰ぎ、統括管理者に報告すると共に、利用者家族へ利用者の情報及び家族の状況を連絡・確認し、記録をとる
班長：大石政和 メンバー：河西多見 夏目優磨（小田智子 瀧川七美）
- 消火班・・・地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認等を行い、発火の防止に万全を期すと共に、発火の際には消火に努める
班長：小田智子 メンバー：夏目 優磨 豊田郁子
- 応急物資班・・・食料・飲料水の確保に努めると共に、非常食や飲料水の配布等を行う
班長：瀧川七美 メンバー：河西多見 夏目優磨
- 安全指導班・・・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する
統括責任者の指示がある場合は避難誘導をおこなう
家族への引継ぎを行う
班長：坂井田 裕 メンバー：瀧川七美 河西多見
- 救護班・・・負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う
班長：豊田郁子 メンバー：瀧川七美 河西多見
- 地域班・・・地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備・対応を行う
班長：大石政和 メンバー：豊田郁子

2-4. 対応拠点



第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
東棟（作業室）1F	東棟（事務室）2F	



2-5. 安否確認

(1) 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

1F・2F 各階担当職員が担当エリアの利用者の安否を確認し、施設長に報告する

1F：担当職員 小田智子（不在時は 瀧川七美）

2F：担当職員 豊田郁子（不在時は 河西多見）

送迎中：担当送迎者（携帯電話使用）

【医療機関への輸送方法】

搬送する医療機関は原則以下の通りとする

①独立行政法人 国立病院機構 豊橋医療センター（豊橋市飯村町字浜道上 50 番地）

②豊橋市民病院（豊橋市青竹町字八間西 50 番地）

③医療法人 羔羊会 弥生病院（豊橋市弥生町字東豊和 96）

尚、搬送は原則送迎用車両使用

【利用者安否確認シート】（【別紙 1 利用者安否確認シート】）

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・死亡・負傷・不明	

(2) 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認と併せて各階に担当職員が点呼を行い、施設長に報告する

【自宅等】

自宅で被災した場合（自地域で震度 5 以上）は、①電話 ②携帯メール ③災害用伝言ダイヤルで施設に自身の安否情報を報告する

報告事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤の可否について、とする

【職員安否確認シート】（【別紙 2 職員安否確認シート】）

職員氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤の可否
	無事・死亡・負傷・不明	全壊・半壊・問題なし	無事・死亡有	可能・不可能



2-6. 職員の参集基準

【自動参集基準】

営業時間外時に災害が発生した場合の参集基準は下表の通りとする。尚、事業所までの移動は必ず無理をせず、安全を最優先事項とする。

◎自動参集 △必要に応じて参集（自宅待機）

		施設長	職員
警報レベル	警報レベル 3	△	△
	警報レベル 4	◎	◎
	警報レベル 5	◎	◎
避難情報	避難準備情報	△	△
	避難勧告	◎	◎
	避難指示	◎	◎
津波	津波注意報	△	△
	津波警報	◎	△
	大津波警報	◎	◎
地震	震度 3 以下	---	---
	震度 4	△	△
	震度 5 弱	◎	◎
	震度 5 強	◎	◎
	震度 6 弱以上	◎	◎



2-7. 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	1F 作業室	2F 事務所等
避難方法	原則自力ではあるが、建物損壊により危険箇所もあるため手引き支援、また負傷などによる移動困難者はおんぶ等の方法使用	同左

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	飯村校区市民館	飯村小学校
避難方法	送迎用車両にて避難	同左



2-8. 重要業務の継続

【平日 日中に被災した場合を想定】（法人事業が通所のみのため）

経過目安	発災時	発災 1 日	発災 3 日	発災 5 日	発災 7 日
出勤率	100%	100%	100%	100%	100%
在庫量	100%	90%	60%	30%	在庫正常
ライフライン	停電・断水	停電・断水	断水	断水	復旧
業務基準	利用者・職員 安全確認のみ	食事・排泄等を 中心に行う	食事・排泄等を 中心に行う	食事・排泄等を 中心に行う	食事の提供など
食事	休止	非常食活用	非常食活用	非常食活用	非常食活用
口腔ケア	休止	うがい程度	うがい程度	うがい程度	うがい程度
水分補給	準備	飲料水提供	飲料水提供	飲料水提供	ほぼ通常通り



2-9. 職員の管理

（1）休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
事務室	1F 多目的室-2（3人）
	1F 作業室（4人）

（2）勤務シフト

当法人は通所施設のみであるためシフトを事前に組むことはない。

緊急時においては、施設近隣在住職員等を鑑み状況に応じた判断を行う



2-10. 復旧対応

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	建物損傷状態	重大・軽微・問題なし	
	電気	利用可能・利用不可	
	水道	利用可能・利用不可	
	電話	利用可能・利用不可	
	インターネット	利用可能・利用不可	
建物・設備 (作業棟)	窓ガラス	破損・飛散・破損無し	
	キャビネット等	転倒あり・なし	
	天井	落下あり・被害なし	
	床面	破損あり・被害なし	
	壁面	破損あり・被害なし	
	照明	破損あり・被害なし	
	空調	破損あり・被害なし	
建物・設備 (事務棟)	窓ガラス	破損・飛散・破損無し	
	キャビネット等	転倒あり・なし	
	天井	落下あり・被害なし	
	床面	破損あり・被害なし	
	壁面	破損あり・被害なし	
	照明	破損あり・被害なし	
	空調	破損あり・被害なし	

～ 他施設との連携 ～

チェック表	項目	最終改定日	改定内容
<input type="checkbox"/>	連携体制の構築	年 月	
<input type="checkbox"/>	連携対応	年 月	

3. 他施設等との連携



3-1. 連携体制の構築

(1) 連携先との協議

2024年4月現在において協議は出来ていない。
今後の検討課題として考えられる。

(2) 連携協定書の締結

(3) 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

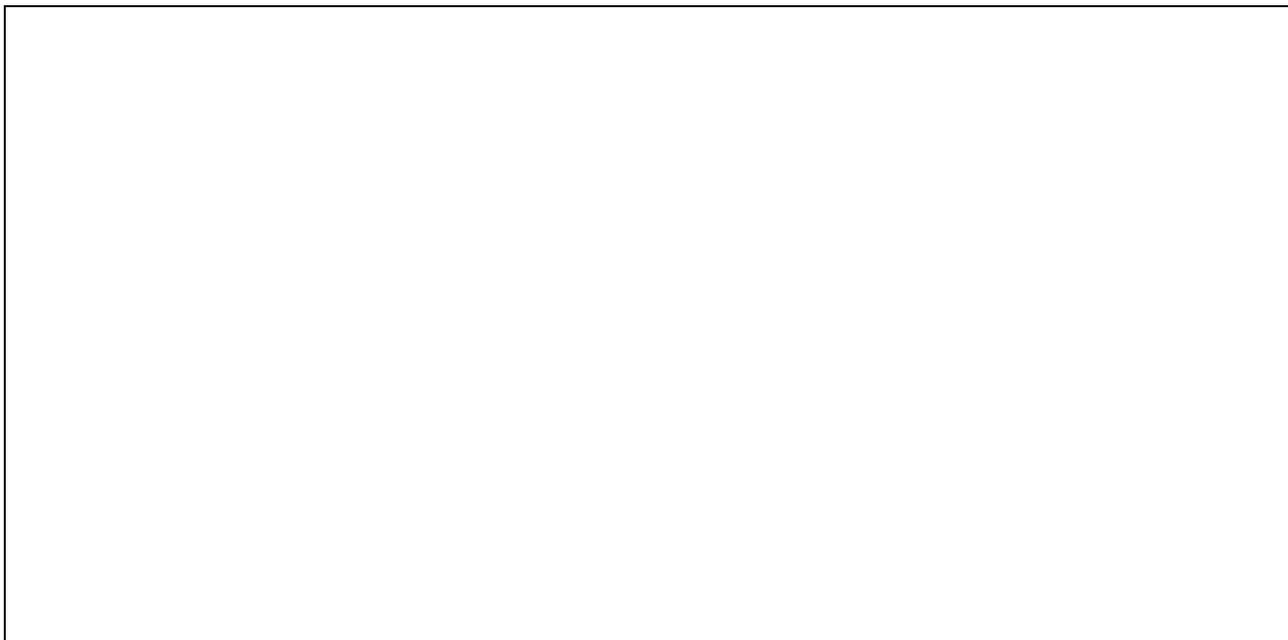
施設・法人名	連絡先	連携内容

3-2. 連携対応

(1) 事前準備



(2) 利用者情報の整理



4. 通所サービス事業所の場合



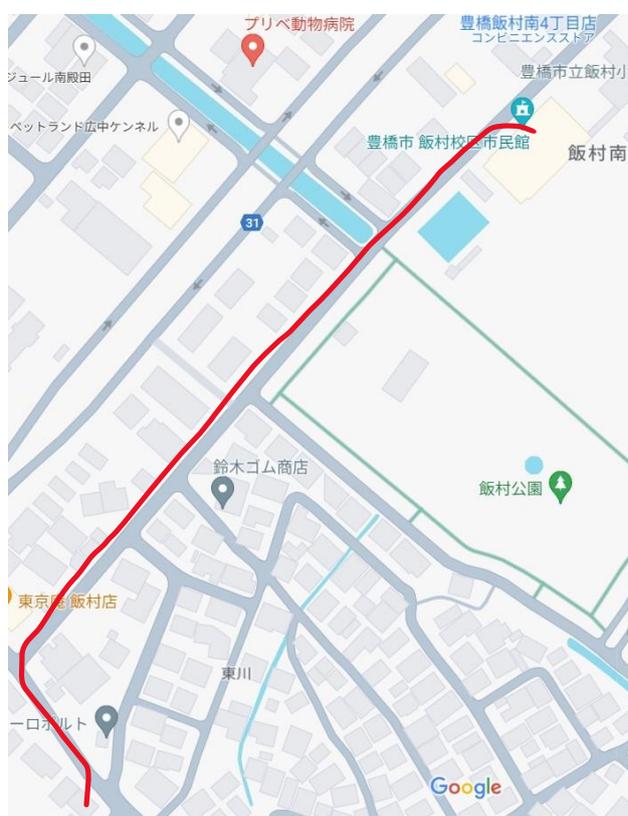
4-1. 平常時対応

(1) サービスの休止・縮小基準の検討

時系列	判断開始の契機	対応等
2~3 日前	・台風上陸の可能性 ・通行止め、計画運休の可能性	利用者の安全確保が困難なことから、休止の可能性 がある事を本人・家族に伝える
1 日前	・警戒レベル 3 の発令 ・計画運休の決定	休止の可否を判断する
利用開始前 (当日 6 時まで)	・警戒レベル 3 以上の発令	休止判断のリミット
利用時間内	・警戒レベル 3 以上の発令	安全確保が困難

(2) 地域の関係機関との連携

【施設所在校区における避難場所及び避難経路】



第一指定避難所：飯村校区市民館

〒440-0835
 豊橋市飯村南四丁目 6-4
 (0532) 61-9892

第二指定避難所：豊橋市立飯村小学校

〒440-0835
 豊橋市飯村南四丁目 6-4
 (0532) 63-3165

最寄りの福祉避難所：つつじが丘 地域福祉センター

〒440-0853
 豊橋市佐藤五丁目 22-16
 (0532) 64-4510

4-2. 緊急時対応

(1) 家族への連絡・引き渡し

【別紙3 利用者 緊急連絡先一覧】

(2) 代替サービスの検討

被災状況により、従来のサービス提供が長期にわたって困難となる際には、必要に応じて他事業所のサービス等変更を相談支援事業所と共に検討する。

【別紙4 利用者相談支援事業所 一覧】